

連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務

企画提案審査要領

令和6年5月
岩手県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものであること。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものであること。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された、資料1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、下記4に定める審査基準に基づき、審査を行うものであること。

2 審査方法

- (1) 審査は、コンペ参加者から提出された企画提案書等に基づいて行うものであること。
- (2) コンペ参加者が4者を超える場合には、審査委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された4者により、審査委員会において、企画提案書等に基づく審査を行うものであること。

なお、コンペ参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わないこと。

- (3) 審査委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものであること。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとする。

- (4) コンペ参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

【採点基準】

	10点の項目
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0

3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知すること。

4 審査基準及び配点

審査項目、審査観点及び配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
企画内容的確性	業務目的	・本業務の趣旨を十分に理解し、方針・目標が的確な提案であるか。	10	10
業務内容	スタンプラリーの実施	・指定するカテゴリー及び取得ポイント等を活用した、三陸地域の周遊観光及び交流人口の増加、三陸鉄道の利用促進を図ることができる内容となっているか。	10	50
		・制作物やホームページ等は、いわて応援ポケモン「イシツブテ」を活用し、実施企画への参加意欲を高める効果的な内容となっているか。	10	
	システムの構築・運営	・スポットやスポット付近の観光施設等の情報を十分に紹介できる仕様となっているか。	10	
		・参加者にとって使いやすいシステムとなっているか。	10	
		・安定してシステムを運用できるよう、保守・管理する体制が整っているか。	10	
業務遂行能力	スケジュール	・業務スケジュール案は実現可能なものか。 ・効率的なスケジュールとなっているか。	10	40
	業務実施体制	・県やポケモン社、関係者との打合せや連絡調整等に適切に対応し、提案内容を確実に履行できる能力・執行体制となっているか。	10	
	業務実績	・本業務に類似する事業で良好な実績を有しているか。	10	
	費用積算内訳	・見積金額が予算額の範囲内で、積算に係る単価や経費が妥当なもので、企画提案の内容と整合性が取れているか。	10	
合計			100	